

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の見直しの概要

【改正理由】

平成 15 年に制定された「「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例」に基づく県民総ぐるみの犯罪抑止活動により、ピーク時の平成 14 年に 3 万 2,183 件であった犯罪認知件数は、平成 20 年には半減し、平成 23 年には昭和 59 年以来となる 1 万 4,000 件を下回ることとなり、条例の効果が一定認められたところである。しかし、全国的に減少傾向にある中、ここ 2 年連続で増加し、昨年は犯罪率も全国平均を上回るという情勢にある。

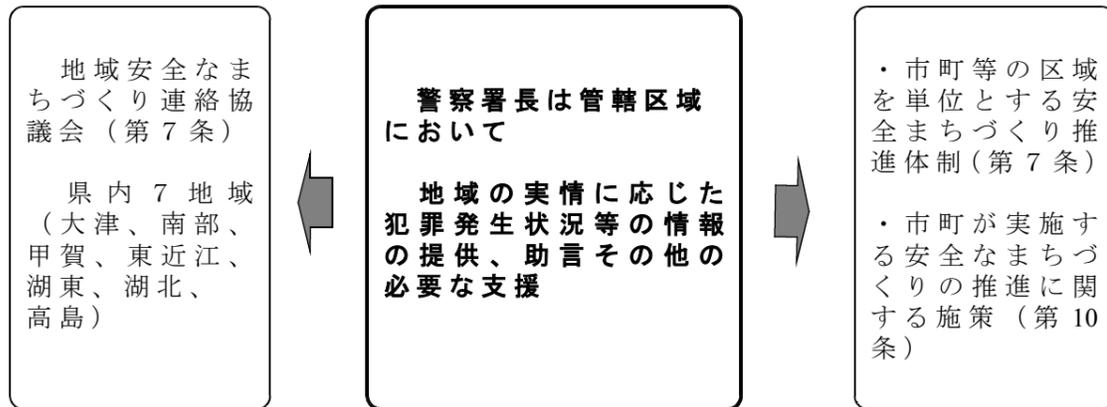
こうしたことから、

- ① 条例の制定後、諸対策の取組により一定の成果は認められたが、直近が増加に転じており、地域の実情に応じた活動を促進するため、警察署長は、その管轄区域における犯罪の発生状況等の情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。
- ② 高齢者、子ども、女性など犯罪の弱者が犯罪による被害を受けないようにするため、これらの者の特性を踏まえた必要な措置を行う。
- ③ 被害者の多くが高齢者であり、被害回復の困難な特殊詐欺を防止するため、事業者や県民の協力による取組を推進する。

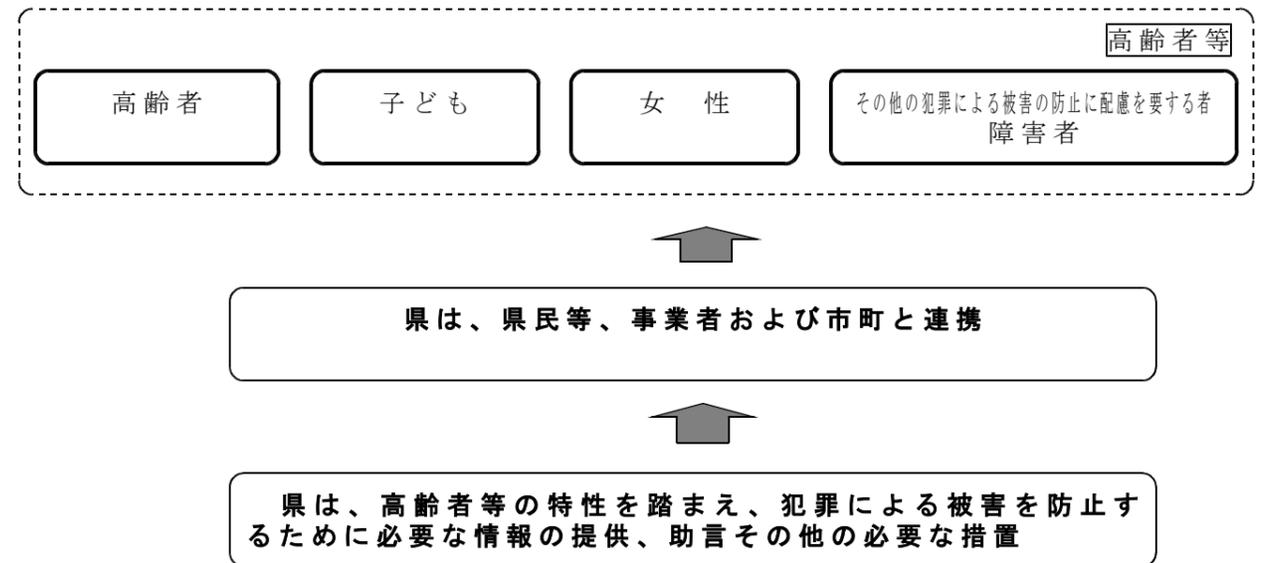
といった取組を推進するため、本条例を改正して、県民等による自助、地域の絆による共助、県、市町、警察による公助の仕組みを強化することにより、もって、安全で安心な滋賀県の実現を目指そうとするもの。

地域における活動の促進

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議（第 7 条）



高齢者等に対する犯罪被害の防止



特殊詐欺被害の防止

